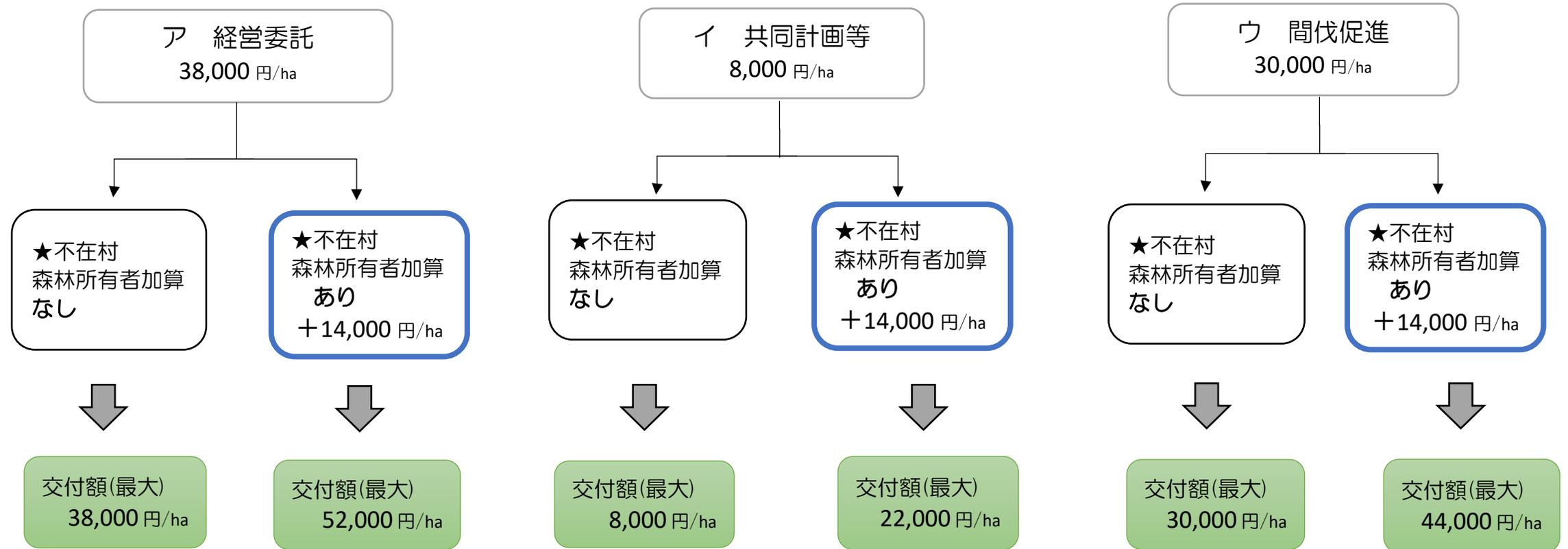


# 令和7年度 森林整備地域活動支援交付金について ~メニュー別交付単価及び交付上

森林所有者や森林組合等が行う森林経営計画作成促進のための情報の収集、合意形成、森林境界の明確化、森林所有者の探索等の活動を支援します。

事業名	メニュー	事業内容	交付額の区分 ※交付額は上限額		補助率	交付対象者
森林整備 地域活動 支援交付金	1 森林経営計画作成 促進	市町村長との協定に基づき行われる次の地域活動 ① 情報の収集 森林経営計画作成に必要な情報の収集 ② 森林の調査 施業予定森林で行う立木調査や路網の線形 調査など、施業方法の決定に係る調査 ③ 合意形成活動 森林経営計画の作成及び計画期間内の施業実 施に係る合意の取り付けに必要な活動 (不在村森林所有者への合意形成活動を含む)	ア 経営委託	森林経営委託契約を締結し、森林経営計画の作成と当該計 画の計画期間内の間伐の実施に合意が得られた森林 面積1haあたり 38,000円	国 1/2 道 1/4 市町村 1/4	市町村長と締結 する協定に基づ き地域活動を行 う森林所有者や 森林組合等  市町村
			イ 共同計画等	森林経営計画の作成について森林所有者の合意が得られた 森林又は森林調査簿等の成果を市町村に提供する森林 面積1haあたり 8,000円		
			ウ 間伐促進	森林経営計画の対象森林であって当該計画の計画期間内に おいて間伐の実施に合意が得られた森林 面積1haあたり 30,000円		
			★ 不在村 森林所有者加算 (ア～ウの加算措置)	合意形成活動等を行った不在村森林所有者の所有森林 面積1haあたり 14,000円		
			ア 森林境界の測量	森林境界の測量を行った森林 面積1haあたり 45,000円		
	2 森林境界の明確化	市町村長との協定に基づき行われる次の地域活動 ① 情報の収集 境界の測量に必要な情報の収集 ② 境界の調査 境界が不明瞭な森林で行う境界の測量 ア 森林境界の確定 (ア) 森林境界の測量 a 現地測量 (性能の高い機器を活用した基 準点と結合する測量を含む) b リモートセンシング (以下「リモセン」 という。) データ等を活用した測量 (イ) 合意形成活動 (ア)の測量成果を用いた、説明会の開催、 個別訪問など境界の合意形成活動 (不在村森林所有者への合意形成活動を含 む) イ 森林境界案の作成 リモセンデータ等を活用した境界推測図 の作成及び地元精通者への確認	★ 精度向上加算 (アの加算措置)	アの森林境界の測量において、性能の高い機器を用いて境 界の測量及び基準点等と結合させる測量を行った森林 (※「リモセン加算」との併用適用は不可。) 面積1haあたり 10,000円	国 1/2 道 1/4 市町村 1/4	市町村
			★ リモセン加算 (アの加算措置)	アの森林境界の測量においてリモセンを活用して境界の測 量を行った森林 (※「精度向上加算」との併用適用は不可。) 面積1haあたり 17,000円		
			★ 不在村 森林所有者加算 (アの加算措置)	合意形成活動等を行った不在村森林所有者の所有森林 (※メニュー1の「不在村森林所有者加算」を適用する森林は除く。) 面積1haあたり 13,000円		
			イ 森林境界案の作成	森林境界案の作成を行った森林 面積1haあたり 40,000円		
			イ 森林境界案の作成	森林境界案の作成を行った森林 面積1haあたり 40,000円		
	3 森林所有者の探索	市町村長との協定に基づき、所有者が不明な森林 について、戸籍、住民票、課税情報等の公的書類 を活用して所有者を探索・確認する活動	森林所有者の探索を行った森林 面積1haあたり 5,000円		国 1/2 道 1/4 市町村 1/4	市町村
			メニュー1又は2の協定を締結した森林のうち、それぞれの交付金の積算基礎森 林とした森林 (※メニュー2の「リモセン加算」を適用する森林及び「森林境界案の作成」を行う 森林は除く。) 面積1haあたり 40,000円			
	4 森林経営計画作成・ 森林境界の明確化 に向けた条件整備	市町村長との協定に基づき、対象森林内に存する 作業路網及び対象森林に到達するまでの作業路網 の改良活動	メニュー1又は2の協定を締結した森林のうち、それぞれの交付金の積算基礎森 林とした森林 (※メニュー2の「リモセン加算」を適用する森林及び「森林境界案の作成」を行う 森林は除く。) 面積1haあたり 40,000円		国 1/2 道 1/4 市町村 1/4	市町村

# 1 森林経営計画作成促進



※ 「森林経営計画作成促進」と「森林境界の明確化」を同一対象森林において、同一時期に実施することは可能です。

なお、「森林経営計画作成促進」と「森林境界の明確化」を合わせて実施する場合には、「森林境界の明確化」の「不在村森林所有者加算」は適用されません。

※ 不在村森林所有者加算は、不在村森林所有者を対象とした説明会の開催や、不在村森林所有者に対する合意形成活動を行うに当たっての訪問などを想定しています。

凡例

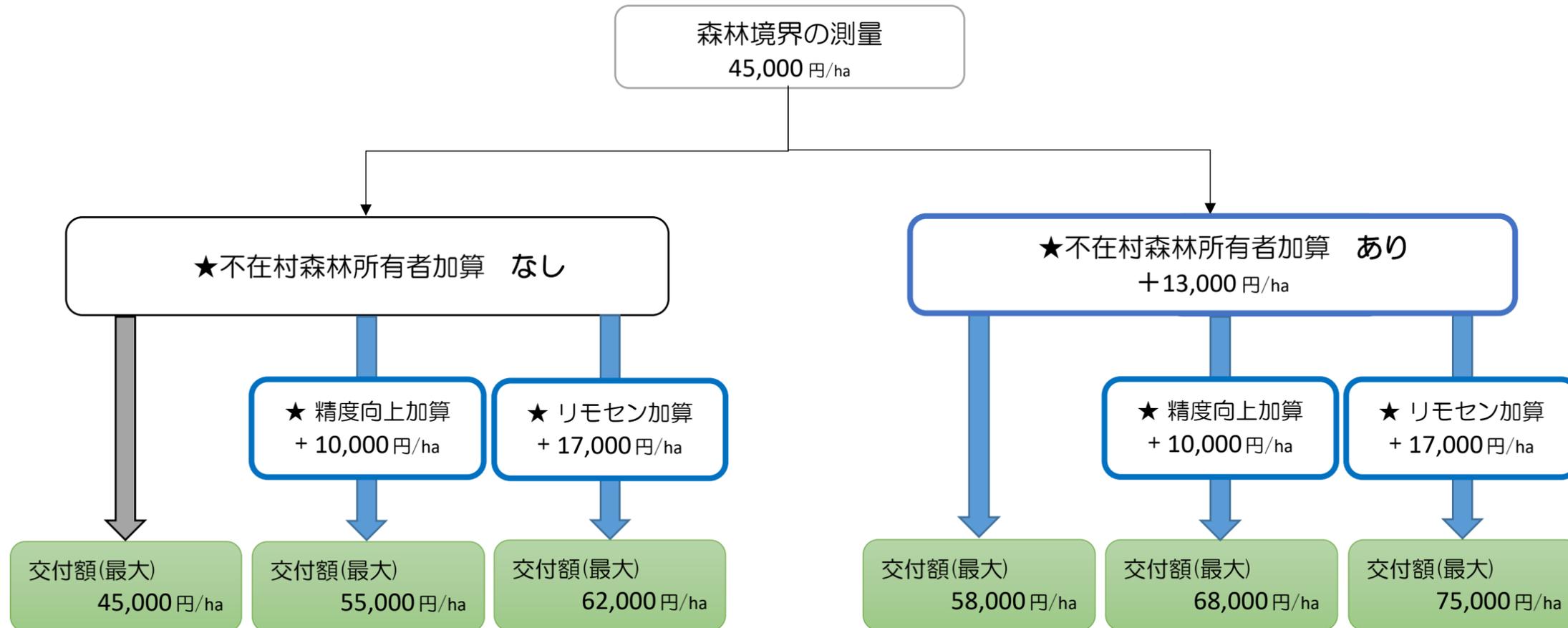
交付単価

加算分

交付単価  
合計

※各交付単価の負担割合は、  
国 1/2、道 1/4、市町村 1/4

## 2 森林境界の明確化 (森林境界の測量)



※ 不在村森林所有者加算は、不在村森林所有者の立会（リモセンデータを活用した取組における集会所での立会含む）や不在村所有者に対する合意形成活動を行うに当たっての訪問などを想定しています。なお、当メニューにおける不在村森林所有者加算の単価は13,000円/haですので注意してください。（森林経営計画作成促進における単価は14,000円/ha）

※ 森林境界の測量（精度向上加算あり）は、測量精度を確保するため性能の高い測量機器による実施と、同測量機器による基準点等からの測量を行い、測量した結果を森林計画図に反映するまでを想定しています。

※ 森林境界の測量（リモセン加算なし）は、ハンディGPSやデジタルコンパス等を利用し、測量した結果を森林計画図に反映するまでを想定しています。

※ 森林境界の測量（リモセン加算あり）は、リモセンを利用し、測量した結果を森林計画図に反映するまでを想定しています。

※ 精度向上加算とリモセン加算は、併用できません。

凡例

交付単価

加算分

交付単価  
合計

※各交付単価の負担割合は、  
国1/2、道1/4、市町村1/4

## 2 森林境界の明確化 (森林境界案の作成)

森林境界案の作成

40,000 円/ha

- ※ レーザ計測データ、空中写真、森林計画図、林地台帳その他境界を確認するために必要な情報の収集・分析を行い、境界推測図の作成及び地元精通者（第三者）による確認までを想定しています。
- ※ 森林境界案を作成した次年度を始期として、2年以内の合意形成活動が必要です。森林境界案の作成後に実施する合意形成活動については、森林境界の測量として支援を受けることが可能です。その場合、交付上限額は、下のとおり22,000円/haとなります。

森林境界案作成後の合意形成活動

森林境界の測量  
(リモセン加算あり)

62,000 円/ha

森林境界案作成

40,000 円/ha

交付額上限額

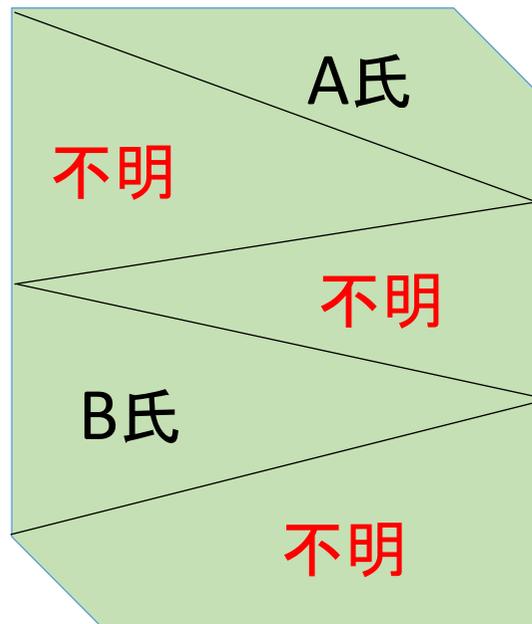
22,000円/ha

### 3 森林所有者の探索

森林所有者の探索  
5,000 円/ha

#### 【他のメニューでの支援内容】

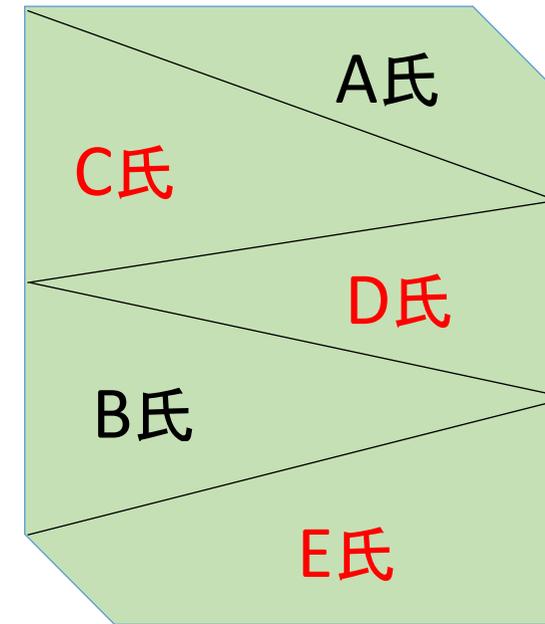
- 所有者確認方法
    - ・林地台帳
    - ・森林簿
    - ・登記簿
- などを用いて所有者確認



所有者を確認  
できない場合

#### 【森林所有者の探索での支援内容】

- 拡充する所有者探索方法
    - ・戸籍
    - ・住民票
    - ・課税台帳
- などを用いて所有者探索



- ※ 「森林経営計画作成促進」及び「森林境界の明確化」（過去に実施した事業も含む。）の活動を実施した結果、所有者を確認できなかった森林が対象です。
- ※ 本メニューで実施（探索）した結果は、森林簿等の各種台帳の所有者情報への反映が必要です。

## 4 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備

### 1 活動内容

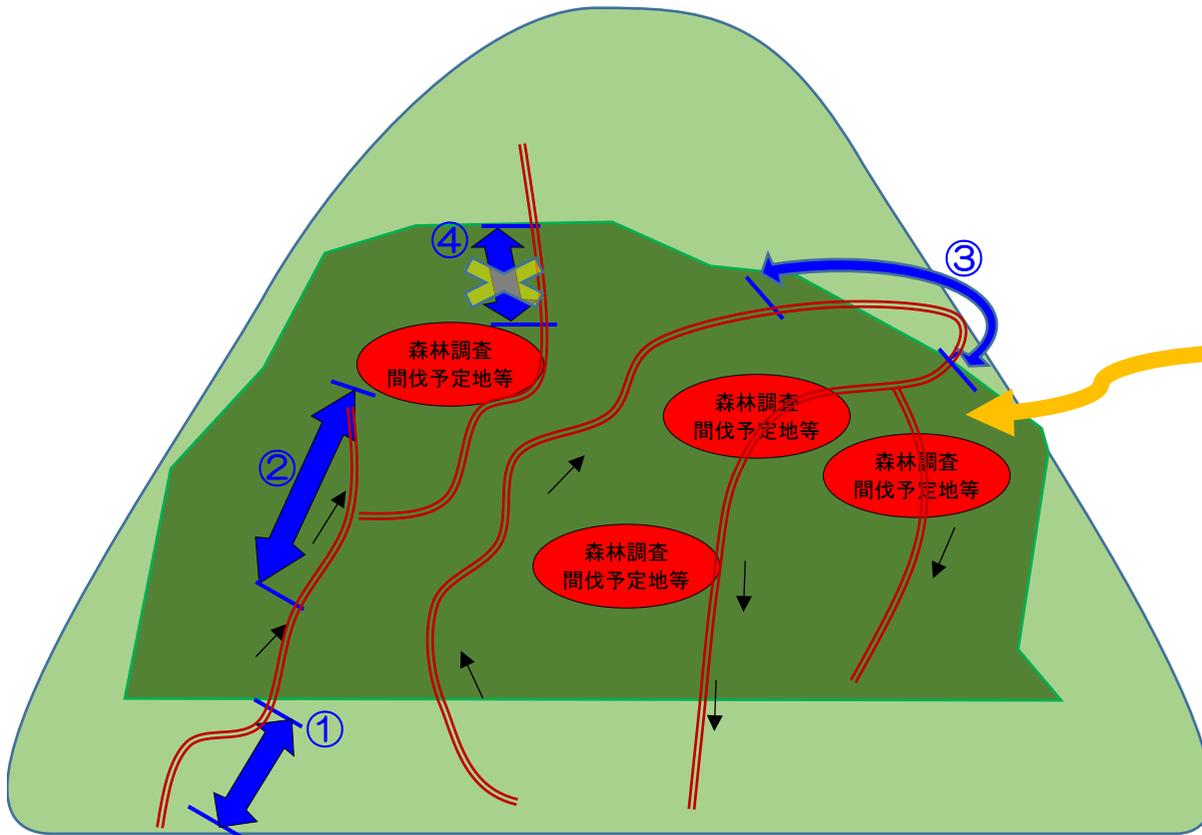
「森林経営計画作成促進」及び「森林境界の明確化」を進める上で必要となる既存路網の簡易な改良で、対象森林内の路網及び対象森林に到達するまでの路網が対象となります。

### 2 対象森林

森林整備地域活動支援交付金事業のうち「森林経営計画作成促進」又は「森林境界の明確化」の協定を締結した森林が対象となります。

### 3 交付金額

「森林経営計画作成促進」又は「森林境界の明確化」の積算基礎森林面積で、1ha当たり40,000円以内です。（協定を締結した面積ではなく、積算基礎森林面積ですので、注意してください。）



$$\text{交付上限額} = 40,000 \text{ 円/ha} \times \text{積算基礎森林面積}$$

※上限の範囲内で実費精算

緑のエリア  
「森林経営計画作成促進」又は「森林境界の明確化」の協定を締結した森林（エリア）

赤のエリア  
「森林経営計画作成促進」又は「森林境界の明確化」の事業実施箇所

### ※経費の算出に当たっての考え方

①、②、③の部分の改良にかかる経費は交付対象になりますが、④については、「森林経営計画作成促進」又は「森林境界明確化」の事業実施箇所への到達に必要な路網ではないので、交付対象外です。